

企画趣旨

渕 圭吾

1 本特集の目的

近年、社会においてより良いルールを形成するために積極的に動く人たちが現れている。これらの人々は、とりわけ法律の制定の過程に主体的にコミットしている。その中には、少なからず法律家が含まれている。法学研究者の中にも、ルールメイキング（ルール形成）に着目し、これを肯定的に評価している人が少なくない。しかし、このような近年のルールメイキングに関する法学の見地からの学問的分析は、まだそれほど多くない。

ルールメイキングに積極的に携わろう、という人々の中には、もちろん、社会的に望ましいルールを作ろう、という思いの方もあろう。ただ、多くの場合、作ろうとしているルールは自分自身や自分の属する集団、または、自分の顧客にとって有利なものであろう。このような側面をとらえて、ルールメイキングのための活動は、従来から、ロビイング（ロビー活動）とも称されてきた。特定の個人または集団の私益を立法という形で実現または助成するために、立法過程に携わる議員に対して働きかける、というわけである。アメリカには、連邦立法過程におけるロビイングに対して一定程度の規律が存在する。また、近年、巨大デジタル・プラットフォームを運営する企業による、世界各国でのロビイングが注目されている。ロビイングは、もちろん、政治学・行政学による

重要な研究テーマである。しかし、ロビイングに関する日本での法学研究は、現在、必ずしも盛んとは言えない。

本特集は、日本でのロビイング及びルールメイキングに関する法学研究が未だ断片的なものにとどまるに伴う欠缺を埋めるべく、私益が吸い上げられて「公益」へと収斂する過程をその実態とそれに対する法的規律の側面の両方から分析しようとするものである¹⁾。具体的には、私人による法律やその下位規範の形成（ルールメイキング）への関与、及び、立法過程や行政立法過程に対する私人ないしその集団による関与の主要形態であるロビイングについて、その実態の幾つかを描き出すとともに、これらに対する法的規律について考察を加える。

2 本特集の前提

(1) ルールメイキングとロビイングに関するこれまでの法学研究

さしあたりルールメイキングとは立法過程における法律を中心とした一般的法規範の形成及び行政過程における補充的な立法作用を指すものと考えておく²⁾。このうち、立法過程については、1950年代から1960年代にかけて憲法学で盛んに論じられた³⁾。それまでの議論の集大成とも言える『岩波講座 現代法3 現代の立法』において、この巻の企画者である芦部信喜は、「立法は、もろ

1) このような問題設定の背景については、渕圭吾「多様な私益が『公益』へと収斂する過程とその規律」(本号32頁) 参照。

2) 渕圭吾「租税法律主義と『遡及立法』」中里実=藤谷武史編『租税法律主義の総合的検討』(有斐閣、2021年) 61頁、100頁注129参照。

3) 議論状況につき、池田政章「立法過程の問題点」芦部信喜編『岩波講座 現代法3 現代の立法』(岩波書店、1965年) 242頁、242-243頁。